

新型コロナウイルス特法第10条第4項から第6項の規定に基づく

新型コロナウイルス

納税義務の免除の特例不適用承認申請書

収受印

2
通
提
出

※法人番号は、税務署提出用の2通の内1通のみ記載してください。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
税務署長殿			
下記のとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第10条第4項、第5項又は第6項に規定する納税義務の免除の特例の不適用の承認を受けたいので申請します。			
新型コロナウイルス感染症等の影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少 ()		
適用を受けようとする特例規定の種類	<input type="checkbox"/> 第10条第4項(消法12の2②又は同法12の3③の規定の不適用) <input type="checkbox"/> 第10条第5項(消法12の4①の規定の不適用) <input type="checkbox"/> 第10条第6項(消法12の4②の規定の不適用)		
特例規定の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日		
上記課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の課税売上高	円
事業としての収入の著しい減少があった期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	左記期間の事業としての収入金額	① 円
直前1年間における上記期間に対応する期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の事業としての収入金額	② 円
収入の著しい減少の割合(① / ②)	%		
参考事項	調整対象固定資産若しくは高額特定資産の仕入れ等の日又は高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日 【平成 年 月 日】		
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

※ 上記の申請について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第10条の規定により、

消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)

消費税法第12条の4第1項

消費税法第12条の4第2項

の規定の適用を受けないことを承認します。

第 号

令和 年 月 日

税務署長

印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	入力処理	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認印		
	年 月 日			

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. 事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類を添付してください。
3. ※印欄は、記載しないでください。

「新型コロナ税特法第10条第4項から第6項の規定に基づく 納税義務の免除の特例不適用承認申請書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、次に掲げる新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により一定の期間の事業としての収入の著しい減少があった事業者(以下「特例対象事業者」といいます。)が、その収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間(以下「特定課税期間」といいます。)以後の課税期間につき、次の規定の適用を受けないことが必要となったため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新型コロナ税特法」といいます。)第10条第4項から第6項に規定する次の規定の不適用の承認を受けようとする場合に提出するものです。

- (1) 消費税法第12条の2第1項に規定する新設法人又は同法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人に該当する特例対象事業者 同法第12条の2第2項又は第12条の3第3項の規定
- (2) 特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者 消費税法第12条の4第1項の規定
- (3) 特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなった場合(以下「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合」といいます。)に該当することとなった特例対象事業者 同法第12条の4第2項の規定

2 提出時期等

承認を受けようとする特例対象事業者は、この申請書を次の区分に応じその定める期限までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

- (1) 新型コロナ税特法第10条第4項に規定する上記1(1)の規定の不適用の承認を受けようとする場合
特定課税期間に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書の提出期限(以下「特定課税期間の確定申告書の提出期限」といいます。)と同法第12条の2第2項又は第12条の3第3項に規定する基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日とのいずれか遅い日
 - (2) 新型コロナ税特法第10条第5項に規定する上記1(2)の規定の不適用の承認を受けようとする場合
特定課税期間の確定申告書の提出期限と高額特定資産の仕入れ等の日*の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日
※ 高額特定資産の場合には、高額特定資産の仕入れ等を行った日、自己建設高額特定資産の場合には、その建設等に要した仕入れ等の対価の額の合計額が1,000万円以上となった日をいいます。
 - (3) 新型コロナ税特法第10条第6項に規定する上記1(3)の規定の不適用の承認を受けようとする場合
特定課税期間の確定申告書の提出期限と高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日
- (注) 特定課税期間の確定申告書の提出期限が、国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の適用を受けて延長されたときは、その延長された期限が申請期限となります。

3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症等の影響」欄には、新型コロナウイルス感染症等の影響の状況を記載します(該当する状況の□にレを付します。)
- (3) 「適用を受けようとする特例規定の種類」欄には、この申請書により納税義務の免除の特例の不適用の承認を受けようとする特例規定を記載します(該当する特例規定の□にレを付します。)
- (4) 「特例規定の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日」欄には、この申請により納税義務の免除の特例の不適用の承認を受けたとした場合に、その特例の適用を受けないこととなる最初の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (5) 「上記課税期間の基準期間」欄には、上記(4)の課税期間の基準期間を記載します。
- (6) 「左記期間の課税売上高」欄には、上記(5)における課税売上高を記載します。
なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、納税義務が免除されません(消法9①)。また、その課税期間の特定期間*における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。)が1,000万円を超える場合は、その課税期間における納税義務が免除されません(消法9の2)。
※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- (7) 「事業としての収入の著しい減少があった期間」欄には、新型コロナ感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の任意の1か月以上の期間の初日及び末日を記載します。
- (8) 「左記期間の事業としての収入金額①」欄には、上記(7)における事業としての収入の金額を記載します。
- (9) 「直前1年間における上記期間に対応する期間」欄には、上記(7)の期間の直前1年間におけるその期間に対応する期間*を記載します。
※ 事業開始1年未満であることにより、上記(7)の期間に対応する期間がない場合は、その期間に近接する期間等として差し支えありません。また、年間収入のみ集計しているなど、上記(7)の期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、上記(7)の期間の直前1年間の収入金額を12で除し(平均収入)、これを割り当てる方法等により算定した金額を比較対象として差し支えありません。
- (10) 「左記期間の事業としての収入金額②」欄には、上記(9)における事業としての収入金額を記載します。
- (11) 「収入の著しい減少の割合」欄には、「左記期間の事業としての収入金額①」欄の金額を「左記期間の事業としての収入金額②」欄の金額で除して算出した割合を百分率(小数点第2位以下四捨五入)で記載します。
- (12) 「参考事項」欄には、調整対象固定資産若しくは高額特定資産の仕入れ等の日又は高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日及びその他参考となる事項等を記載します。
- (13) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。